

---

**論 文**

---

**S. ストレンジにおける「国家の退場」論の整理**星 野 智 樹<sup>†</sup>**要 旨**

本稿では、S. ストレンジのグローバル政治経済学について、「国家の退場」論を中心に検討した。1つ目に、主要な主張として、国民国家の間のパワーの格差、国民国家全般のパワーの衰退、国民国家以外へのパワーの拡散を取り上げ、その（最終的な）帰結を示した。2つ目に、国民国家の目線に立って、伝統的に担ってきた分野に焦点をあてて、基本機能、業務、システムに着目した。3つ目に、超国家企業の目線に立って、国民国家が想定してきた分野に加えてグローバル化によって浮上した分野に焦点をあてて、政治プレイヤーとしての存在や経済運営面に着目した。4つ目に、上記の3つ目と同じ焦点で、様々な非国家アクターが「グローバル経済の新しい主役たち」になっている姿を検討した。本稿の意義は、先行研究が十分に取り組んでこなかった体系的な整理を行なった点、そして、ストレレンジ研究における基礎資料になる点にある。

はじめに

- 1 「国家の退場」論における検討課題
  - (1) 諸概念から分析枠組みへ
  - (2) 「国家の退場」を読むために
- 2 主要な主張
- 3 国民国家の目線
- 4 超国家企業の目線
- 5 非国家アクターの目線
- 6 ストレレンジ没後における議論

おわりに

はじめに

S. ストレンジは、既存の経済学と政治学の分野を批判的に検討し、新たな分野として国際

---

<sup>†</sup> 敬愛大学経済学部准教授

(グローバル)政治経済学を開拓し発展させてきた。

ストレンジは、多様な問題意識を持ち、いくつもの分野にまたがって研究を行ってきた。ストレンジ自身によって明確に意識されており本邦研究者によって注目されてきた研究領域は、筆者なりに3つに集約できる<sup>1)</sup>。1つ目に、金融グローバル化のなかでの「カジノ資本主義」や「マッド・マネー」をめぐる議論であり、金融が持つ影響力や破壊力、さらに政策対応が論じられる。2つ目に、本稿で焦点となる「国家の退場」論であり、グローバリゼーションを舞台にして、国民国家と非国家アクターのパワー・バランスが論じられる。3つ目に、上記2点に共通する議論として、こうした諸事態が持つ政治社会的帰結が論じられ、ストレンジの国際(グローバル)政治経済学者としての問題意識が鮮明にあらわれる。

ストレンジの議論をめぐって、奇妙な事態が生じているのも事実である。周知のように、ストレンジは、隠れファンも多く存在しており、大きな注目を集めてきた。しかしながら、拙稿[2022]（「はじめに」と「おわりに」）や石田[2023]（69頁の注16）で指摘されているように、ストレンジの議論は、内容まで踏み込まないままキャッチフレーズに引きずられたり（極端な場合には「有名だから大事だ」として扱われて一人歩きしてしまい、内実や重要性が埋もれがちになってきたのも事実である。その要因として、①内容面では、体系的欠如や概念の曖昧さ、（積極的な意義でもあるが）広い分野にわたる専門性の高さ、②形式面では、同一著作のなかであっても大事な内容が散在している記述方法、③上記①と②を反映しての高い難易度、④ストレンジ自身が死期を悟って急いで執筆したこと、これらが考えられる<sup>2)</sup>。

こうしたなか、本稿では、ストレンジの『国家の退場－グローバル経済の新しい主役たち』（Strange [1996]）について、論理構造そして全体像を検討する<sup>3)</sup>。検討を行なう際には、ス

1) ストレンジの研究領域の整理は、筆者自身の研究とつなぐために拙稿[2018]（とくに51-54頁）や拙稿[2022]（とくに52-53頁）に基づいている。最近では、石田[2023]（第2章および第3章、とくに50-52頁）が登場しており、同書（68頁の注3）において僭越ながら拙稿[2018]が紹介されている。

二つの拙稿はストレンジの著作や関連する論者の議論（Chavagneux and Palan [2006], Helleiner [1994], Palan, Murphy, and Chavagneux [2010]）に絞り込んでいるのに対して、石田[2023]は日本内外における議論の詳細なサーベイも盛り込んでおり先行研究を知る際にも有益である。

2) 当脚注をふった本文における一文の内容は、初期の研究では櫻井[1998c]（327頁）、櫻井[1999b]（401頁）、伊豆[1999]（101頁）、中島[1999b]（160頁）、最近では櫻井[2011]（335頁）、和田[2015]（57-58頁）、鈴木[2020]、石田[2023]（69頁の注16）で指摘されている。

とくに鈴木[2020]にいたっては、読者側が持ちうる本音を代弁するかのよう、「格闘した」や「優しい読み物ではない」といった言葉が登場するレビューを配信している。ストレンジの著作を読む際に大きなエネルギーを求められることが示される。

3) とくに中心となるStrange [1996]（邦訳）は「原典と翻訳でのブレやズレといった問題の克服、さらに、原著者の意図をにじみ出す作業を通じて、原典にあたる感覚で読むことが可能である」（拙稿[2022] 58頁の注1）のために、本稿は邦訳書の翻訳を使用する。なお、本稿では、ストレンジの他の著作（Strange [1986, 1994, 1998] や Stopford and Strange [1991]）は、補完したり議論の位置

トレンジの議論が入り組んでいるために、留意点がある。第1に、本邦研究者による先行研究は、特定の内容を照らし出した優れた研究が存在しているために、それらを整合的に組み合わせ活用する。第2に、ストレージの記述が散在している場合には本来の意図に注意しつつ筆者自身の言葉にして記述するが、「生の議論」や資料的な価値を味わせるように、石田 [2023] (70頁の注17) と同様に、できるだけ具体的な記述を引用する。補足すれば、邦訳書は縦書きであり本稿は横書きであるため、引用する際には状況に応じて漢数字を英数字に置き換える。第3に、本稿は脚注の分量が多いが、脚注は、補足的な内容や論点を展開するために用いるとともに、読者がストレージや先行研究の原典をたどれるように出所を示すために用いる。できるだけ、本文を読めば内容が分かるように心がけたい。なお、ストレージの著作のクセや本稿の検討方法のために、ストレージの議論を整理しても、重複したり冗長な記述内容が出てしまう点に、ご容赦・理解いただきたい。

## 1 「国家の退場」論における検討課題

1では、ストレージの「国家の退場」論について、検討課題を浮き彫りにしたい。

---

づけを考えるために用いる。

「国家の退場」論を詳細に整理した優れた研究が、石田 [2023] である。

石田 [2023] は、先行研究のストレージ理解では、国民国家を重視していた Strange [1994] から「国家の退場」を論じた Strange [1996] への立場の変化が生じており、そのことが議論の毛色に生じたズレとして受け止められてしまったがために「国家の退場」論が「日本ではほとんど注目されてこなかった」ことを指摘する (69頁の注12, 52頁)。そうしたなかでも、石田 [2023] は、ストレージの議論を一連の流れで一体化して理解 (69頁の注14) したうえで、非国家アクター (アメリカ国籍を含むヨーロッパ所在の金融機関) と国民国家および国際機関がお互いに共生関係や対立関係を通じてヨーロッパ統合における政策決定や金融制度改革に影響力を持ち続けてきた姿を描いている。

ここでキーワードとなる「アクター」の用語について、石田 [2023] (68頁の注1) は注意を促している。原語である authority (authorities) は、日本語では「権威」となり、パワーそのものと (パワーを握る) アクターの両方の意味を含んでいる。このことが生み出す混同を避けるために、non-state authorities は、国民国家以外のアクターを示す用語として使う際に、「非国家的権威」ではなく「非国家アクター」として表記する必要がある。

他方で、筆者自身は、ストレージの研究について、拙稿 [2018] ではタックス・ハイブンをオフショア金融センターをめぐる議論を、拙稿 [2022] では「カジノ資本主義」や「マッド・マネー」の系統の議論を、それぞれ金融論の観点で検討してきた。

石田 [2023] と二つの拙稿は、共通して2020年前後になっても、ストレージの議論が活用 (応用) 可能であること、また、リバイバルする余地が存在することを示している。そのため、本稿では、筆者自身の研究に積み残された課題として「国家の退場」論を検討するとともに、補完する意味を込めて石田 [2023] よりも広く非国家アクターや Strange [1998] に目配りする。ただし、ストレージが幅広い非国家アクターを検討していることについて、石田 [2023] (70-71頁の注26と注36) は、十分に認識しており、自身の課題設定を踏まえてあえて検討対象外にしている (本稿の脚注5も参照されたい)。

### (1) 諸概念から分析枠組みへ

ストレンジは、国際（グローバル）政治経済学者として、「だれが何を得るのか」と問いかける。より具体的には、「損失と利益」や「費用と便益」そして「リスクと機会」の所在と分布が、主たる関心となる<sup>4)</sup>。この問いを出発点にして、諸概念が提起される。

最初に、パワーについてである<sup>5)</sup>。通説的に理解されているパワーについて、ストレンジは、「関係的パワー」と概念規定し、強制力であり、物的・人的資源に由来して国民国家に帰属するパワー（「～からのパワー」）として捉える。それに対置するように、ストレンジは、本来では理解すべきパワーとして、「構造的パワー」を提起する。構造的パワーでは、「～に対する（～に及ぼす）パワー」として「社会的・経済的な結果への影響力」が重視される。より具体的には、構造的パワーは、人々（の活動）を対象に、行動の選択肢や（ディス）インセンティブ、さらには日常生活や生命を左右する影響力となる。

二つのパワーは、ストレンジのキーワードであるが、関係的パワーにも「影響力」があるはずだし、構造的パワーにも「由来（源泉）」が存在するはずであり、両者は結局のところ同じ内容とも言えてしまう。それにもかかわらず、ストレンジが構造的パワーを提起したのは、パワーを無視する経済学、研究領域を安全保障や国民国家に限定する国際関係論を批判的に検討したうえで、「だれが何を得るのか」という本項の冒頭の問いに回答するためである。

まず、影響力を掘り下げれば、構造的パワーは、①国民国家の領域内外で行使されるために

4) この問いは、様々な著作の随所で見られるが、古くはStrange [1986] (邦訳42頁)の段階で見られ、本稿で検討するStrange [1996] (邦訳v頁, vi頁, 3頁, 237-238頁)や最期の著作であるStrange [1998] (邦訳372頁)でも強く意識されている。

5) 本文において、関係的パワーはStrange [1996] (第2章, とくに邦訳38-39頁, 41-42頁, 45-46頁, 48頁, 51頁)を、構造的パワーはStrange [1996] (邦訳v-vi頁, 1頁, 4頁, 30-31頁, 第2章, 61頁, 64頁, 79頁, 150-151頁, 153頁, 219-220頁)を、それぞれ参照して整理を行なった。

構造的パワーは、ストレンジのキーワードの一つであるが、随所で登場しており多様な意味がある。石田 [2023] (第2章とくに第2節および第3節, 68頁の注2)では、概念の詳細な検討、原語にあるpowerの訳し分け（「権力」と「パワー」）をめぐる留意、政策研究へ橋渡しするための「観点」（「源泉」, 「関係」, 「結果」）の提起が行なわれている。石田 [2023] は、「EUにおける金融制度改革」に限定（言い換えれば応用）するための整理とも言える（88-89頁の注1）。

また、筆者自身（拙稿 [2018] 53頁, 拙稿 [2022] 57-58頁）は、国際金融を論じる文脈での構造的パワーについて、政治経済の運営や構造の形成、ルールの設定を通じて行使される物事や選択肢への影響力として整理した。この整理の背景になる内容は、Strange [1986] (邦訳第1章と第2章, とくに12-13頁, 26頁, 34-38頁, 42-50頁, 62-63頁, 77頁, 89-90頁), Strange [1994] (概念は邦訳第2章, 源泉は第3章-第6章), Strange [1996] (邦訳vi頁, 第2章), Strange [1998] (邦訳9-16頁, 48頁, 55-56頁, 74頁, 79-82頁, 298-299頁)に登場する。

こうした整理と比較して、本稿は、Strange [1996]の主張を最も鮮明に示すカギとなる概念に限定する。整理の仕方は悩ましかったが、筆者の抱いた違和感の正体を知り議論を整理する際に、櫻井 [1998c] (324頁), 伊豆 [1999] (99頁), 中島 [1999a] (202-203頁), 石田 [2023] (70頁の注21および注25)が大きな手がかりとなった。

非国家アクターも持ちうるし、②熟慮して意図的に行使されるケース、(物事の重要性を認識できず)非意図的に行使されるケース、意図的・非意図的にかかわらずアクターが存在するだけで行使されてしまうケースもあり、③行使された後には(行使したアクターにとって)良い結果もあれば複雑で本意な結果も生じうる。

また、ストレンジは、構造的パワーについて、源泉にも目配りしており、外的・内的な脅威に対処するための「安全保障」、生存に必要なモノの「生産」、経済活動に必須となる購買力を生み出す「金融」、革新的な技術や社会形成の思想につながる「知識」の4つに求めている。

こうして見ていくと、構造的パワーは、様々なアクターが様々な領域でパワーを握る可能性を示す概念となる。次に、そこから展開される議論を整理しておこう。まず、「政治」は、国民国家や政府だけでなく、「共同で合意した目的のために個人から成るアソシエーション」(Strange [1996] 邦訳66頁)であり「パワーを有するものすべて」(Strange [1996] 邦訳71頁)として広く概念規定<sup>6)</sup>されて、非国家アクターの存在が示される。また、通説が「地球規模の政治を国家間関係の制御に限定して認識」(Strange [1996] 邦訳33頁)しており「国家以外の権威によって行使されているその他の政治の舞台を理解できない」(Strange [1996] 邦訳64頁)状況にあるなかで、それを乗り越えるように、ストレンジは、構造的パワーが配分されて行使される統一的な「舞台」を提起する<sup>7)</sup>。その「舞台」を見る必要性は、グローバリゼーションのなかで高まっている。

以上のように、様々なアクターが同じ舞台で演じて構造的パワー(すなわち「社会的・経済的な結果への影響力」)の獲得と行使を繰り広げる枠組みが示される。この枠組みによって、ストレンジの趣旨や「国家の退場」論が理解しやすくなる。そのため、本稿の以下では、とくに断りのないかぎり「構造的パワー」は「パワー」と表記する。

## (2) 「国家の退場」を読むために

(2) では、「国家の退場」論の読み解き方を中心に、改めて本稿の課題設定をしておこう。「国家の退場」(Strange [1996])を論じる際に、国民国家は、その手が我々の生活から離

6) やはり記述は随所に散りばめられているが、Strange [1996] (邦訳)では、第3章とくに64-75頁にまとまった記述があり、30頁、94頁、150頁、301頁にも言及がある。この論点は、本邦研究者では、櫻井 [1998c] (324頁)が解説を行なっている。

7) ここでは、Strange [1996] (邦訳68-75頁)を参照して整理を行なった。本邦研究者では、全体的な内容は田中 [2011] (94-95頁)が、国内政治は石田 [2023] (71-72頁の注37)が、検討を行なっている。

本稿では取り上げなかったが、Strange [1996] は、より発展的な枠組みとして技術・市場(経済)・アクターの行動(政治)の三変数から成るモデルも提案している(邦訳22-25頁、163頁、201頁、301-304頁)。本邦研究者では、全体的な内容は田中 [2011] (93頁の上から4番目のパラグラフ)が取り上げており、また、技術の役割は櫻井 [1998b] (23-24頁、26-27頁)や田中 [2011] (89-90頁)が注目している。

れつつあり、パワーの喪失や衰退に直面しており、「徐々に退場」している姿が描かれている<sup>8)</sup> (邦訳vii頁, 4-5頁)。ここから3点が掘り下げられる。第1に、「退場」の内容は、国民国家が誕生して以来パワーを行使してきた領域から退場しており、非国家アクター（非人格的な勢力や市場）がパワーを握り始めている意味が込められている<sup>9)</sup>。第2に、グローバル化の諸勢力が存在するなかで、国民国家は、①自らの意思に反して退場させられている側面、②自らの意思に基づいて退場している側面、③当初は何の意図もなかったり逆の意図があったにもかかわらず退場してしまった側面が論じられている<sup>10)</sup>。第3に、拙稿 [2018] (53頁)でも整理したように、①国民国家によって（必要性が高いために）伝統的に担われてきた分野、②グローバル化によって加速した分野や新たに生じた分野において、非国家アクターの役割が

8) 脚注3で見たように、Strange [1996] は、国民国家を重視する立場から（従来の毛色とは異なる）「国家の退場」論に転換した著作として位置づけられるケースも存在する。

その後に出されたStrange [1998] では、政府や政府関連機関による許認可や決定が金融革新で重大な役割を果たしたこと (邦訳9-16頁, 48頁, 55-56頁, 74頁, 79-82頁) が論じられつつも、他方で、国民国家の間におけるパワーの格差 (邦訳372頁)、国民国家が統制力の喪失や経済政策への制約に直面していること (邦訳367-368頁) も論じられている。

もういちどStrange [1996] に戻ると、国民国家は、重要決定の停止や存在の消滅、他のアクターへの置き換わりをしたわけではないうえに、技術選択と市場変化に影響を及ぼし、重要なプレイヤーとして描かれている (邦訳vii頁と84頁と111頁と126頁, 301頁, v頁)。

これらを付き合わせると、ストレンジの議論が（毛色を変えて）転換しているわけではなく、国民国家が「形態変化」や「転換」を遂げる現実 (Strange [1996] 邦訳82頁, 126頁, 146頁) を踏まえて浮上してくる問題が「国家の退場」論となる。

9) Strange [1996] (邦訳) における具体的な記述を引用しておこう。

まず、当脚注をふった本文における一文の内容を示すストレンジの文章としては、「政府首脳や閣僚たちは、国民社会および経済に対して従来から保持していた権威を失いつつある」(16頁)、「世界市場という非人格的な勢力が、社会・経済への究極の政治的権威が属すると想定されてきた国家よりも、今ではより強力になっている」(18頁)、「かつて国家が市場の支配者であったところでは、今や市場が多く重要な問題に関して国家の政府をさしおいて支配者」(18頁)、「かつて国家の権威が専権的だった領域がいまや別の場所、別の権威筋によって分有されつつある」(140頁) が登場する。

また、国民国家がパワーを行使してきた領域は、「近代国家の主要な責務の一つ」あるいは「公共政策の不可欠の領域」(103頁)、「かつて国家が行ってきた特権的な主張と要求」あるいは「多くの政治的指導者たちによって主張され、国家に属するとされる10の重要なパワーと責任」(126頁) として表現されている。

10) 脚注9と同様に、Strange [1996] (邦訳) における具体的な記述を示しておこう。①は、「譲り渡さざるをえない」(v頁) や (国家当局者が) 「最後まで認めない」(16頁) が対応する。②は、「国家政策の帰結」, 「やすやすと彼らに手渡された」, 「『国家理性』と引き換え」(いずれも82頁) および「政策選択によって解放された」(170頁) が対応する。③は、「無意識に、熟慮された意図もなく」(53頁)、当初では有利になると思われていたが「長期的になると、結果はより複雑で、アメリカの意図に反してかなり異なる」(57頁)、「意図していなかったのは、そのことが自らをも含む政府へと及ぶことになるパワーの増進を市場にもたらした」(58頁) が対応する。

高まっている<sup>11)</sup>。

「国家の退場」論について、おおまかに描いたものの、まだ判然としないために、具体的な検討が求められる。ところが、ここでも、ストレンジの著作に共通した「難解さ」が壁としてたちはだかる。まず、パワーの行使される領域が論じられる際に、国民国家と非国家アクターのどちらが「前面」に出て「結果」として登場するのかは、著作の場所によって異なる。また、同じ著作内で章や部をまたがって重層的に展開される内容も存在する。

そのため、本稿の以下では、Strange [1996] について、「前面」に出ている内容と「結果」として出ている内容に留意して、国家における何が「退場」しているのか、非国家アクターのなかで誰と何が「台頭」しているのかを整理する。いくつか補足しておきたい。まず、複数の場所に登場する同一の内容を集約して議論できるケースや、問いの立て方や文脈が章や部に応じて異なる点に着目する。また、「国家の退場」とは何かに加えて、それを裏返して、「ストレンジが見た国民国家とは何か」も論点として浮上する<sup>12)</sup>。

2以降では、筆者なりに論点を4つに分けて、本格的に検討していこう。

## 2 主要な主張

2では、「国家の退場」における議論が集約されている主要な主張を整理していこう<sup>13)</sup>。

11) 本文の①の論点だけが本文の第1と第2の論点から浮かび上がるが、②の論点まで見る必要がある。

論点は、翻訳者である櫻井公人氏の整理が示唆的である。本文の①の分野は国民国家が「かつてはばすすべての領域で」役割を果たしてきた責任当局としての「座を譲り渡している」(櫻井 [2002] 171頁、下線は本稿の筆者が付記)との記述が、②の分野は非国家アクターが「新しい権威となって影響力を及ぼす領域を増している」(櫻井 [2011] 329頁)との記述が、それぞれ対応する。そして、非国家アクターについて、グローバル化によって浮上した「あまり知られていなかった影の主役たち」(櫻井 [1998a] 15頁)や「頭角を現した新しい主役たち」(櫻井 [2002] 171頁)そして「台頭する国家以外の主体」(櫻井 [2011] 329頁)として、「注目せよ」(櫻井 [2011] 329頁)とのメッセージが出されている。

12) 単純な発想ではあるが、①国民国家は伝統的に握ってきたパワーを必ずしも合理的かつ望ましい形で行使してきたわけではないのに、「国家の退場」が問題になる理由、②そもそも国民国家が物事のなにもかもを決めてきたのかという疑問も考えたい。結論の一部を先取りすれば、本稿において、①はすぐ後の2で論じられ、②は先述の「グローバル化によって加速した分野や新たに生じた分野」であるために国民国家が担って(想定して)こなかった分野が相当する。

13) ストレンジの主要な主張は、翻訳者である櫻井公人氏が、訳者としての解説(櫻井 [1998c, 2002, 2011]), 依拠した一連の研究(櫻井 [1998a] とくに15頁, 櫻井 [1998b], 櫻井 [1999a] 244頁と264頁の注17, 櫻井 [1999b] 399-400頁, 櫻井 [2004] 69頁と86頁の注2, 櫻井 [2005] 277-280頁, 櫻井 [2009a] 408頁, 櫻井 [2009b] 49頁および57頁, 櫻井 [2010] 21頁の注14, 櫻井 [2013] 18-19頁, 櫻井 [2020] 128頁)のなかで整理を行なっている。本邦研究者による議論は、各脚注を参照されたい。

最初に、グローバル化によるパワー・バランスの変化についてである<sup>14)</sup>。第1に、国民国家間では、非対称性の拡大あるいはパワーの拡散として、パワーを持てる国と持てない国の格差が広がっている。第2に、国・地域にかかわらず全般的には、国民国家のパワーが衰退している。このなかで、国家機能のいくつかを維持できない事態や他のアクターと共有せざるをえない事態、さらに、自国領域内ですらパワーを行使できない国が出現している。第3に、パワーが、国民国家から、市場や非国家アクターへと拡散している。第4に、上記の3つの結果として生じた事態である。国民国家がパワーを失う事態は、他の国民国家へのパワーのシフトではなく、経済運営において必要な基本機能の喪失としてあらわれる。より掘り下げれば、そうした喪失した部分は政府間の諸制度やヘゲモニックのパワーさらに（パワーを手にしたはずの）非国家アクターによっても埋められることがなく、基本機能が喪失したままになる。そのため、パワーの蒸発、空白の発生、非統治の巨大な穴が、国際政治経済の中核や世界の死活的側面でも見られるようになり、さらに、ある種の無法地帯の出現にもつながっている。

こうした諸事態は、異なる角度から、2つの帰結へと結びついていく。

第1に、市場や非国家アクターが、影響を受ける層から選挙で選ばれたわけでもなく、アカウントビリティ（責任や説明能力）を欠如しているにもかかわらず、経済政策や経済システムさらには世界経済を左右するパワーを持っている<sup>15)</sup>。まず、ストレンジが焦点を当てた超国家企業は、民主制ではなく階層制を持ち、（有権者の意思が反映される単一の存在ではなく）分割統治的に運営される。また、5で見る非国家アクターのなかで、保険会社や会計事務所また私的保護主義は責任を欠如しており、マフィアは無責任な存在である。

第2に、政治的不安定や経済的不確実性、すなわち人々の生活を脅かすリスクが生じる<sup>16)</sup>。

14) やはり、Strange [1996] (邦訳) では記述が随所に登場しており、登場箇所によって取り上げる内容のバラツキも見られる。まとまった記述は、18頁、31-33頁、51頁、78-79頁、177頁、305-308頁に存在する。また、個別の論点（1つか2つの論点）を含んだ記述も、取り出しておく、82頁、84頁、94頁、126頁、140頁、146頁、155-156頁、192頁、196-197頁に見られる。

本邦研究者による言及としては、伊豆 [1999] (98頁、101頁)、中島 [1999a] (202-203頁、205頁)、新岡 [2003] (74頁) がある。

15) ここでは、Strange [1996] (邦訳32頁、58-59頁、78頁、317-321頁) に分かれて登場する内容を集約した。本邦研究者による言及としては、中島 [1999a] (205頁) がある。

16) この論点は、Strange [1996] (邦訳62-63頁、305-317頁) で展開されている。本邦研究者では、安全保障の領域は伊豆 [1999] (99頁) が議論の紹介を、雇用や富の領域は新岡 [2003] (74頁) が検討を、金融の領域は伊豆 [1999] (98頁) が下記の指摘を、それぞれ行なっている。

ここで興味深いのは、「(「国家の退場」論において)「ストレンジにとってのグローバル化は、……(金融)市場は極めて重要とはいえその一部に過ぎない」(伊豆 [1999] 98頁) との指摘である。まず、金融の重要性は、Strange [1986] (とくに邦訳2-9頁、213頁、240-241頁) で重視されたが、Strange [1996] でトーンダウンし、Strange [1998] (とくに邦訳1-8頁、110頁、161頁、165頁、192-193頁、366-367頁、373-374頁、388-389頁) で再び重視されたことになる。他方で、ストレンジの重要性は、筆者自身にとって(気を取られていた)金融をめぐる議論が中心であったが、他領域や各アクターを



まず、安全保障についてである。そもそも含まれる内容が、伝統的な国防や治安維持だけでなく「人々に対してあらゆる種類のリスク—環境破壊の長期的影響、飢餓、石油ないし電力の不足、失業、貧困、さらには疫病予防まで—に対する安全を提供する枠組みとして……再定義されつつある」(Strange [1996] 邦訳62-63頁)。パワーが大きく衰退した国・地域では、グローバル化にともなう武器市場の拡大を通じた暴力手段入手の容易化、地域的戦争や内戦の勃発、統治能力の崩壊や法の支配の衰退によって、生命と財産の危険性が高まっている。

また、雇用や富の領域では、市場経済や経済成長にともない生じる不平等や不安定といった痛みや欠陥を是正するための、あるいは、不況に陥った経済を活性化させるためのパワーや意志をもったアクターは登場していない。

さらに、「肝心な問い」として、「貨幣と信用の管理は……脆弱な急所」であるが、通貨や銀行の管理また金融犯罪の抑止を行なえるアクターは登場しておらず、「市場のパワー増大は……国際金融システムにおいて顕著」となっている(Strange [1996] 邦訳309頁, 313頁, 317頁)。

こうした二つの帰結が持つ最終的な帰結として、ストレンジは、「国家の経済運営が、金融市場の変動や政府のコントロールの及ばない経済諸力に従属するようになり、「政策立案者がより長期的で、社会的・経済的により啓蒙された立場をとることがますます困難にな」るなかで、「国家全般が、あるいは特定の国家が保護し維持してきた特定の社会集団が、今やますますグローバルな構造変化の諸力にさらされていること」(Strange [1996] 邦訳103頁, 177頁, 140頁)を示している<sup>17)</sup>。

### 3 国民国家の目線

3では、国民国家を「前面」において、国家から何が「退場」(部分的には非国家アクターヘシフト)しているのかを整理しよう。ここでは、構造的パワー(影響力)は「機能」としても理解できる。とくに、グローバル化によって加速したり新たに登場した分野(国民国家が想定してこなかった分野)よりも、国民国家が伝統的に担ってきた分野(担うべき分野)が焦点になる。

最初に、「市場の機能や社会秩序の維持にとって絶対的に必要な」基本機能(Strange [1996] 邦訳19頁)についてである<sup>18)</sup>。大事なものは、「市場経済は国家の提供する政治的枠組みなしに

---

めぐる議論にも存在することになる。ストレンジの議論は、「既存の学問の枠組みにとらわれない」(伊豆 [1999] 101頁)ため、全体像や整合性を検討して意味を持つ場合と、一つ一つの論点を検討して意味を持つ場合がありうるのだ。この点について実感できたことが本稿の収穫の一つであり、本稿を(出発点とする)発展させた検討は今後積み残された課題としたい。

17) 同趣旨の記述は、Strange [1996] (邦訳v頁, 32頁, 304頁)にも存在する。

18) ここでは、Strange [1996] (邦訳5-6頁, 19頁, 39頁, 61-63頁, 121-122頁)に分かれて登場す

は適切に機能しえない」ために、「権威の質」すなわち、「制度としての国家が創出されなければならなかったまさにその基本機能」あるいは「市場が決して提供しえなかった基本的な事から」となる (Strange [1996] 邦訳5頁, 19頁)。そして、その内容は、①安全保障では、外国の侵略者による略奪や内外の暴力からの防衛、②政治面では、市民法と秩序の維持、明確な法体系やそれを施行するための措置、法的権利義務の枠組みの提供、③経済面では、健全で安定的な通貨の保証、所有権の基本的交換における明確で司法的に解釈された規則の確保、インフラ (上下水道設備、運輸・通信) といった公共財の提供である。こうした諸機能に着目して、国民国家が喪失しつつある (本来持つべきであった) 基本機能が捉えられ、「国家の退場」が示される。

次に、国民国家の業務における具体的な実績に着目して、国民国家の機能 (の喪失) を10個に分けて見ておこう<sup>19)</sup>。その際には、非国家アクターへのシフトも含意されている。この課題設定は、ストレンジの文章では、「国家の責任を全般的に機能別に見るというこの試みの価値は、表面的な見かけでなく、特定の業務における具体的な実績において、永続する変化の要素をあぶりだすことにある」(Strange [1996] 邦訳139-140頁) となっている。また、別の箇所では、「多くの政治的指導者たちによって主張され、国家に属するとされる10の重要なパワーと責任」があり、「かつて国家が行ってきた特権的な主張と要求をすることは、もはや不可能」と記述されている (Strange [1996] 邦訳126頁)。

この論点で描き出されているのは、市場 (違法な取引を含む) の拡大、技術革新の進展、超国家企業の台頭、国際資本移動の激動、それらによって左右され振り回される経済政策や国民国家の姿である<sup>20)</sup>。二重カギカッコが小見出しとなる。すなわち、①『国防』では、軍事面の

る内容を集約した。本邦研究者では、鈴木 [2006] (34頁) が邦訳5頁を取り上げている。

関連して、筆者は、拙稿 [2018] (53頁) で、国民国家の持つ機能に着目して、構造的パワーを持つアメリカ国家による「決定」の重要性を取り上げた。この論点は、Strange [1996] 前後の著作、つまり Strange [1986] (邦訳第1章と第2章、とくに26頁, 34-38頁, 42-50頁, 62-63頁, 77頁, 89-90頁) と Strange [1998] (邦訳9-16頁, 48頁, 55-56頁, 74頁, 79-82頁) に記述が存在している。本稿で同趣旨の内容が登場する箇所として、脚注5は国際金融における構造的パワーの文脈で、脚注8はストレンジの議論における連続性の文脈で、それぞれ登場している。

19) ここでの内容は、Strange [1996] (基本的には邦訳第5章とくに126-140頁、一部は22-25頁の記述) において「国家の現状」というタイトルで10個の機能 (名称は翻訳者が付与) に分けて論じられている。内容が他の章と似ており筆者も一読した際には相違が判明しなかったが、特定の章に集約された内容であるために本項で取り上げることにした。

本邦研究者では、佐川 [2007] (73頁) が10個の全てを取り上げて「国家の退場」として紹介し、間宮 [1999] (96頁) が国防・通貨価値の維持・開発戦略・景気対策・課税を取り上げて超国家企業へのパワー・シフトを論じ、櫻井 [1998b] (26-28頁) がストレンジの記述を再構成して解説を行なっている。

20) 本文における引用部分の出典は、Strange [1996] (邦訳) であり、①が127頁、②が127頁、③が129頁と128頁、④が130頁、⑤が131頁、⑥が133頁、⑦が134頁、⑧が136頁、⑨が138頁、⑩が139頁

コストが上昇したうえに、そもそも国民国家間の競争の場が領土から「世界市場シェア」にシフトしている。②『通貨価値の維持』では、重要な一国の政策が「他国に拡散」するために、「責任は……連帯責任」となる。③『開発戦略』では、「国家開発戦略選択の自由」が制約され、「適切に資本主義発展の形態を選ぶこと」が困難になっている。④『景気対策』では、「個別のいかなる政府も、経済活動にテコ入れする力能がほとんど制限された」。⑤『福祉』では、市場経済での生存が困難な層に向けた「経済的不安に対する盾」が限界に達しているのか許容されるのかが問われている。⑥『課税』では、徴税力が焦点になり、非国家アクターも実質的な権限を握るようになり、超国家企業は「生産の国際化と、タックス・ヘイヴンを含む複数国にまたがる企業の設立」によって「税務当局の取立てから隔離」され「個別の秘密交渉」で有利な状況にある。⑦『貿易』では、「信用主導であり、需要と供給が決定する」とともに、量も内容や方向も「企業の決定による結果」として生じている。⑧国家建設や競争力を左右する『経済的インフラストラクチュア』では、「技術変化への対応に必要な経験、資本、技術を蓄積」した一握りの事業者が、担い手となり交渉力を高めている。⑨『国家独占』では、「独占の特権の付与やナショナル・チャンピオンといった選択肢」は、コストが急激に上昇している。⑩『暴力』では、ミサイルや核物資まで流通する「世界市場」の出現が、また、非国家アクターによる「利益目的」の行使が、国家管理や国家独占にとっての「最大の脅威」となっている。

最後に、より大きな視点で、国民国家のシステムとしての機能を見ておこう。この論点は、Strange [1996] のなかで埋もれてしまっているが、新岡 [2003] (とくに73-75頁, 79頁, 85頁) が論じており、「『国家の退場』でイメージされている国家とはどのようなものであろうか」(74頁) としての問いが立てられている<sup>21)</sup>。2つの姿が浮かび上がる。

まず、「ケインズ主義国家の退場」である。Strange [1996] では、ネオ・コーポラティスト型の国家として、次のように指摘されている。「20世紀前半の政府は、組合の団結権、使用者との団体交渉に組合の代表者を送り出す権利を守るために、経済への介入を強めてきた。……政府、組合、使用者の三者間でインフレーションと成長率、賃金上昇、特別給付その他の社会政策目標を毎年交渉するネオ・コーポラティスト的取決めが、まもなく先進経済で標準的となった」(Strange [1996] 邦訳140頁)。しかし、この取決めで「社会的連帯と政府への支持を維持してきた諸国家において、国家パワーのネオ・コーポラティスト的な基礎が侵食されている」(Strange [1996] 邦訳93頁)。そして、「グローバル資本市場は、政府に『包抱(原文ママ)的なデフレ・マクロ経済政策』を強要し、……社会民主主義的政策運営を困難にした」(新岡

---

である。本項において、⑦『貿易』と⑧『経済的インフラストラクチュア』の小見出しは、翻訳者によって付与されたバージョン(⑦『貿易の管理』と⑧『インフラストラクチュア』)から変更して表記した。

21) Strange [1996] (邦訳93頁, 314頁, 316頁) について、新岡 [2003] は直接的には引用していないが、本稿は新岡 [2003] の議論(の意義)を鮮明にするために引用した。

[2003] 79頁)。

また、世界経済において担う機能に着目した国民国家の姿としては、ヘゲモニーが不在になる可能性がある<sup>22)</sup>。19世紀から第一次世界大戦前のイギリスと第二次世界大戦後から1960年代までのアメリカのように、「世界経済へのたった二度のヘゲモニーによる介入が、どちらも経済的危機とそれに対する政治的反応がたまたま一致したという政治的偶然によるものであって、二度と繰り返されないかもしれない」のであり、「利己的なアメリカの政策への逆戻り、ヘゲモニー的な構造的パワーの一方的使用」の懸念すら存在する (Strange [1996] 邦訳314頁, 316頁)。

以上のようにして、国民国家の(機能という)目線では、国民国家の基本機能、業務、システムを通じて、「国家の退場」さらに国民国家の伝統的な(本来あるべき)姿が描かれる。

#### 4 超国家企業が目線

4では、超国家企業を「前面」において、非国家アクター(すなわち超国家企業)へ何が「シフト」して、国家から何が「退場」しているのかを整理しよう。焦点は、国民国家が伝統的に担ってきた分野(担うべき分野)、グローバル化によって加速したり新たに登場した分野(国民国家が想定してこなかった分野)の双方となる。ただし、いずれも区別できない可能性がある。

おおきく2つの論点に分かれる。本項において、本文に登場する引用部分の出典は、いずれも Strange [1996] (邦訳)である。

第1の論点は、超国家企業が、「政治的制度であり、市民社会と政治の関係をもつ」存在として、「実際に政治上のプレイヤー」(いずれも81頁)となった姿である<sup>23)</sup>。別の箇所では、「政策形成、外交における政治的性格や、ビジネスだけでなく社会や政治をも変化させる企業の力」として、「主権の性格や、パワーと政治的支配の拡散に関する新たな問題が」論じられる(302頁, 83頁)。

具体的に、いくつかの姿が示される。ここでも、構造的パワー(影響力)は「機能」として

---

22) Strange [1996] (邦訳)におけるヘゲモニー論の(批判的な)整理は、第2章および313-316頁を参照されたい。ヘゲモニーをめぐって、ストレンジは、構造的パワー論を通じて覇権安定化論を批判しているが、ヘゲモニーの意義やヘゲモニー不在の問題を指摘しているようにも見える。実際に、櫻井 [2011] (330-332頁)は、Strange [1996] (邦訳314-316頁)を応用的な論点として取り上げている。

23) この論点は、Strange [1996] (邦訳vi-vii頁, 8-9頁, 81-83頁, 100頁, 104頁, 302頁)、そのベースとなった Stopford and Strange [1991] で登場する。本文での内容について、本邦研究者では、当脚注をふった本文における一文の引用部分は伊豆 [1999] (100頁)、石田 [2023] (とくに72頁の注38)が、①は櫻井 [1998c] (324-325頁)、伊豆 [1999] (100頁)、石田 [2023] (51-52頁)が、②は伊豆 [1999] (100頁)が、それぞれ注目している。③は、筆者が独自に論点として追加した。

も理解できる。①「外交—結果をめぐる交渉—には、国家だけでなく企業もかかわり、「政治経済的な帰結が国家間、国家と企業、企業間という三者間外交によって決定される」(vi-vii 頁, 8 頁)。とくに、「政府との関係よりも、企業が他の企業との間で行う交渉の方がしばしば重要である。……メディアでは日米政府間の交渉に注目が集まっていようとも、過去5年における多くの快挙は(とりわけ)アメリカ企業と日本企業との交渉によるものであった」(100頁)。

②超国家企業は、国内労働者、海外子会社や提携企業内、現地政府、海外労働者「との間に政治的バランスの折り合いをつけ……、潜在的に対立しあう諸利害を調和させるための社会的制度と見なしうる」(104頁)。

③ Horsman and Marshall [1994] を引用する形で、(本稿にとって孫引きになるが、ストレンジの議論で大事なので見ておくと,)「巨大超国家企業のトップは現代の君主であり、……ほとんどの会社はブリュッセルやワシントンに『公務』担当や『大使館』を置くなどして、政治的機能が拡大する」姿も捉えられる(302頁)。

第2の論点は、超国家企業が「経済運営面で政府と並ぶ権威」(111頁)となった姿である<sup>24)</sup>。超国家企業は、企業同士の提携(「同盟」)、国境を越えたネットワークの構築、世界市場向け商品の生産、出資型に加えて非出資型の投資、産業分野の多角化、輩出国の多様化、サービス業へのシフトを進めるアクターとして登場する。

超国家企業のパワーの源泉は、「自然、生産の立地と方法、あるいは財やサービスの流通に対する支配権」(83頁)である。具体的には、「技術的、組織的な革新者として、他企業の財やサービスの消費者として、生産者、販売者として、また雇用者として」(82頁)の存在、「金融やマーケティングなど先進国の大企業によって提供されるサービス」(93頁)、「ブランド名や……流通ネットワークを通じて、……マーケット・アクセスを提供」(102頁)すること、そして「投資がもたらす新規雇用や輸出」(25頁)が示されている。

こうした背景に基づいて超国家企業が自身のパワーを高めている姿や国民国家のパワーを侵食(害)する姿として、ストレンジは4つの仮説を掲げる。

1つ目に、「産業と投資の配置、技術革新の方向」(111-112頁)において、国民国家は「産業、サービスと貿易の所有と支配……さらには諸技術の研究開発の方向づけ」(95頁)や「生産や

---

24) この論点は、Strange [1996] (邦訳第4章とくに95-96頁と111-112頁、一部は22-25頁および79頁)において、まとまった記述が存在する。本邦研究者では、櫻井 [1998c] (324-325頁)がパワーの源泉の解説を、中島 [1999a] (204頁)と田中 [2011] (90-91頁)が4つの仮説の整理を、それぞれ行なっている。

なお、本稿の課題設定からは離れるが、Strange [1996] (邦訳第4章)では、統計的に「だれも正確には知らない」事態(84頁)、貿易が「比較優位を原因としてではなく、……生産戦略に沿った超国家企業の経営上の決定を原因として」行なわれること(86頁)、「国籍という概念そのものを突き崩していくのかという問題」(99頁)、「企業には本国政府の方を向いて政治的、ときには金融的支援を仰ごうとする傾向がある」こと(100頁)、「金融上の『持株会社』としては海外に進出したほうが有利」(100頁)といったように、現代の経済を考える際の興味深い論点が見られる。

研究開発への補助」(97頁)から撤退しており、超国家企業が、人々の生活に関連する雇用や世界市場のシェアに関連する輸出に直結する「生産するかの意思決定」(95頁)を左右するようになっていく。

2つ目に、先進国から発展途上国への「富の再分配において、国家……また国際援助機関よりも、……超国家企業の方が多くのことを行ってきた……。投資と貿易は公的援助計画よりもより多くの職を創り出し、人々の生活水準を上げるためにより多くの貢献をしてきた」(96頁)。言い換えれば、「製造業企業の生産移転こそが、発展途上国の近代化を加速することになった」(102頁)。

3つ目に、労使関係において、「重要な領域で、利害対立の解決や……管理における主要な役割を、超国家企業が国家から奪うようになった」(96頁)。具体的には、「労使関係の政治的管理が政府省庁のオフィスでなくて超国家企業の重役会議室で行われるようになった」し、「賃金と労働条件が、労使関係を律する国家法規の文脈や、またネオ・コーポラティスト的性格の制度的協定の枠内で争われる代わりに、はるかに多くの交渉が今や企業内で行われている」(103頁)。

4つ目に、「剰余価値の財政的徴収」(112頁)において、超国家企業は、「国民経済内における税回避者」(105頁)であるとともに、「世界経済における活動から得られる収入を蓄積しそれを……再配置する」(105頁)存在として、「利益徴収者としてまた徴税権者として行動するようになっていく」(96頁)。というのも、国際租税体系が不安定(複雑で緩やか)なので、その不備をつくように、超国家企業の側に立つ「財務の専門家、法律家、経営コンサルタントたちから成る共同体」が「仲間内」で「秘密のうちに交渉すること」で税金問題を決めているからである(107頁)。

以上のように、超国家企業の目線では、政治プレイヤーとしての存在および経済運営面での重要性に着目して、超国家企業へのパワー・シフトや「国家の退場」の姿が描かれる。

## 5 非国家アクターの目線

5では、非国家アクターを「前面」において、非国家アクターへ何が「シフト」して、国家から何が「退場」しているのかを整理しよう<sup>25)</sup>。焦点は、国民国家が伝統的に担ってきた分野

---

25) 意外にも詳細な解説は少ないが、本邦研究者では、中島 [1999a] (204-205頁) が本項で検討するアクター(「その他」を除く6つのアクター)を、櫻井 [1998b] (26-28頁) がテレコムとマフィアと巨大監査法人を、伊豆 [1999] (100頁) が巨大監査法人を、高橋 [2000] (13-14頁) と鈴木 [2006] (45頁) がテレコムを、それぞれ解説している。他の文献は、(掲載誌の紙幅の都合もあり) アクターの名称のみが言及されている。

掘り下げた論点も整理しておく。

構造的パワー(結果に対する影響力)は、客観的な測定が困難であるうえに、行使される頻度や分

(担うべき分野), グローバル化によって加速したり新たに登場した分野(国民国家が想定してこなかった分野)の双方となる。ただし、いずれも区別できない可能性がある。基本的な検討課題は、4と同じである。本項において、本文に登場する引用部分の出典は、いずれもStrange [1996] (邦訳)である。

Strange [1996] において、非国家アクターは、第I部では超国家企業が検討され、第II部ではテレコム(第7章)、マフィア(第8章)、保険(第9章)、巨大監査法人(第10章)、カルテルと私的保護主義(第11章)、国際機構(第12章)、「その他」(随所)が登場する<sup>26)</sup>。5では、第II部に登場する7つのアクターが検討対象となる<sup>27)</sup>。副題にある「グローバル経済の新しい

野、形態と性格や種類、効果(機能や責任)、源泉が多様である。そのため、ストレンジは、構造的パワーを持つ非国家アクターを分類する際に、国民国家の認識を通じて測定される「結果」を基準にして(せざるをえなく)、国民国家との関係に基づいて分類する。

この検討方法は、Strange [1996] (邦訳)において、複数の場所に分かれて登場する。第1に、第6章では、社会秩序の維持・経済運営・正統性・パワーをめぐって数直線が描かれ、国民国家と友好的なのか敵対的なのかに基づいた分類が行なわれる。友好的な存在は、国民国家から、自身を支持や強化してくれるパートナーや同盟者として見られ、歓迎され許容され合法化・承認される。敵対的な存在は、国民国家にとって、競合や挑戦相手であり、取って代わろうとするライバルや脅威となる。友好的なのか敵対的なのかは、置かれた地位や場面によっても変わりうる。第2に、78頁では、あらゆるアクターの分析へ応用できる可能性が示されている。第3に、304-305頁では、市場への介入程度や、国民国家へ(から)の依存性(自律性)に基づいた分類が行なわれている。

本邦研究者では、第1の点は鈴木 [2006] (45頁)がコンパクトに整理しており、第2の点は石田 [2023] (88-89頁の注1)が自身の課題設定に沿って注目し、第3の点は中島 [1999a] (204-205頁)が言及している。

26) Strange [1996] (邦訳)において、第I部と第II部のつながりや位置づけ方には、やはりストレンジ特有の読みにくさが存在する。それを示すかのように、本邦研究者の間でも、登場する非国家アクターの分け方に相違が存在する。やや入り組むが、参考までに整理しておこう。

第1に、非国家アクターが、どの程度まで登場するのかがである。間宮 [1999] (96頁)と高橋 [2000] (13-14頁)は超国家企業と第II部で登場するアクターの双方を含めて取り上げており、さらに櫻井 [2002] (171頁)と櫻井 [2011] (329頁)はヘッジファンドと格付会社とテロ組織を加えている。その一方で、鈴木 [2006] (45頁)と高山 [2000] (135頁)は、第II部で登場する非国家アクターのみを取り上げている。

第2に、超国家企業と第II部で登場するアクターの関連性である。両者は、櫻井 [1998c] (324-326頁)では別々のカテゴリーで解説されている。それに対して、高山 [2000] (135頁)は非国家アクターの軸で結びつけて本稿の3に相当する内容とともに紹介しており、伊豆 [1999] (100頁)と中島 [1999a] (204頁)と高橋 [2000] (13-14頁)は超国家企業の多様な形態として第II部で登場する非国家アクターを検討している。

27) 本稿では、いくつか割愛した議論がある。第1に、ストレンジ自身が「探索しきれなかった非国家的権威」(155頁)として、NGO、宗教的アクター、強力なファミリー、国境を越えて活動する政治組織、多国籍的スポーツ機関、競売業者、録音音楽製作会社、医療(研究センター、診療所、医学部、病院、製薬会社)、法律事務所がある(154-161頁)。第2に、「弟子筋にあたるシンクレアが別途並行して研究を進めていた」(櫻井 [2011] 333頁)ために取り上げられなかったアクターとして、格付会社がある。格付会社は、Sinclair [2005] が体系的に論じており、サブプライム・ローン危機や国債

主役たち」が登場する。

最初に、テレコムが登場する（第7章）。かつて国民国家は、検閲を通じた情報の内容を管理する権利、通信手段の設計や利用可能性の管理を通じた情報伝達手段への支配、通信部門の構造の決定、通信サービスへのアクセス（広く言えば社会生活への参加）を決める手だて、そして経済的インフラストラクチャへのパワーを握ってきた。ところが、グローバリゼーションのなかで、技術変化の進展、大口需要家の出現、アメリカ政府の規制緩和政策の後押しを受けての競争激化が生じ、それらに対応できる「ほんの一握りのグローバル企業が、多くの主として公的所有の国営企業にとってかわり、世界中のビジネスを支配する」（172頁）。

政治的には、「政府から企業へ……意思決定パワーのシフト」（174頁）が進み、国民国家にとっての「残された選択肢は、外国のパートナーを選び、彼らと提携する最善の条件を交渉するという範囲内に狭められ」（172頁）、国際的なレジーム設定の場では「国際的な規格統一や国際的な規制を定める……作業部会や委員会において各国代表者よりむしろ私企業が重要な役割を果たした」（174頁）。「公共連合と私企業との間の緊張」（175頁）という点で見れば、「超国家企業、特に大企業に役立つように、そして小企業や個々の市民を—まったく文字どおり—犠牲にしながら、技術進歩が押し進められ」（164頁）、「裕福な人々と貧しい人々、大企業と小企業との格差が拡大していった」（173頁）。

次に、マフィアが登場する（第8章）。麻薬や武器そして不法移民を取引する（違法な）市場によって生み出される収益、その収益や政治的つながりを覆い隠せるタックス・ヘイヴンやオフショア・センターによって構築される「秘密の隠れた金融チャネル」（191頁）が、マフィアを「裕福なコスモポリタン」（184頁）となることを可能にした。その結果、マフィアは、グローバルなネットワークや「経済基盤を有する反社会勢力」（183頁）あるいは「超国家的犯罪組織」（181頁）として、暴力使用や秩序維持といった国民国家のパワーを侵食し、「国境を越えた無政府社会の創出を促進すること」（193頁）で「社会的、政治的、経済的なリスクや費用」（196頁）や「重大な脅威」（197頁）を生み出している。

3番目に、保険会社についてである（第9章）。かつて国民国家は、（とくにヨーロッパの先進国では）「保険便益へのアクセス、料金、利用可能性に関する意思決定」（208頁）を担ってきた。ところが、グローバリゼーションのなかで「経済的な相互依存が深まるにしたがって、また世界中の人々がますます世界市場経済に直接巻き込まれていくにしたがって」（201頁）、「経済取引のコストが大きくなりリスクが増大するようになった結果」（220頁）、「保険ビジネス……によって、……人々の生命と財産が影響されるようになってきている」（201-202頁）。言い換えれば、保険会社の持つ「日常生活への影響の大きさや、生存機会への影響の大きさや、

---

格下げ問題で注目を集め（本山 [2008a], 本山 [2008b] とくにプロローグおよび第1章第4節、櫻井 [2010] 21頁の注14、櫻井 [2011] 333頁）、Strange [1996] の書評である伊豆 [1999] (100頁) が「主権国家の資金調達能力まで左右する」存在として捉えている。



これまでとは異なっている」(216頁)。

というのも、「保険会社は、特定のリスクへの保険料を他のリスクよりも高くしたり、あるいはどのような条件であろうと特定のリスクについては保険の提供を拒否すること」(219頁)が可能であり、「豊かな者は、保険料を払ってリスクの一定部分をコストに転換するかどうかという選択」(208頁)が可能であるが、「貧しい者は、保険料の支払いの能力が支払いの意思、あるいはそのどちらもないため、リスクにさらされたままになる」(208-209頁)からである。

4番目に、巨大監査法人である(第10章)。巨大監査法人は、顧客である米英系多国籍企業に追随した国際展開、また、「専門家」としてのスキルに着目した米英の政策当局からの権限付与を背景に、寡占化を進め影響力を強めてきた<sup>28)</sup>。まず、税務コンサルタントとしての活動が「富の分配に対する各国政府」(224頁)のパワーつまり徴税権を制限し、提供されるサービスのなかには「民営化や援助プロジェクトといった公共政策に対するもの」(228頁)も含まれる。また、「『真実かつ公正な概観』の内容は……会計士の『専門家としての』判断にゆだねられている」(225頁)うえに、そもそも「会計士団体は、……何が『専門家らしい』行為であり、何が『専門家らしくない』行為なのかを決定する権利をもつ」(229頁)。さらに、利害相反の問題として、巨大監査法人が、「自身に自らを監視し管理させようとする」(228頁)政府の方針のなかであり、監査法人兼ブローカーおよびコンサルタントとして「警察官であると同時に弁護人でもあるため」(231頁)に「鶏小屋を見張る狐たち！」<sup>29)</sup>(231頁)と言うべき状況にある。

5番目に、私的保護主義である<sup>30)</sup>(154頁、第11章)。私的保護主義について、形容矛盾しているようにも見えるが、ストレンジは、「自由市場の機能に対する企業による介入」(246頁)として概念規定し、非国家アクターが国民国家のような行動をする姿を示している。具体的には、超国家企業による子会社間の競争制限や経営資源の独占的支配、政府公認の特許や排他的な公共調達、そして、ストレンジが最も関心を寄せるアクターとして企業による超国家カルテルが取り上げられる。超国家カルテルは、「生産を制限したり、価格を固定したり、集団的にそれぞれの市場シェアを管理」(246頁)し「本格的競争をも抑え込み、意のままに価格設定でき」、「輸出市場も……分割され」、「製品ごとに販売されるべき量、設定されるべき価格が協定される」(いずれも247頁)。さらに、「規則違反のときに罰金が課され……、協定違反の被害を申し立てた者に対して支払いが行われる」(247頁)。

ここまで来ると、超国家カルテルは、国民国家と同様に、「規則—最近の言葉で言えばガヴ

---

28) この一文は、Strange [1996] (邦訳226-229頁)を参照した拙稿 [2018] (53頁)の一部を変更して記述した。

29) この(しばしば見かけそうな)フレーズの原典は、ストレンジによれば英『エコノミスト』誌である。

30) 第11章のタイトルは「カルテルと私的保護主義」となっており、それは私的保護主義の形態が多くあるなかで(ストレンジにとって)超国家カルテルが中心だからと思われる。

ァナンス〔統治〕の体系—をつくり」(154頁),「開かれた競争に干渉」(247頁)し,「余剰設備能力の管理」(259頁)を担い,「関税,数量割当て,補助金や政府によって課される制裁」(247頁)と同様の措置を発動し,「実質的な私的課税体系」(247頁)でもある。他方で,「公共に対する陰謀」(266頁),すなわち「規制者が目をふさぎ,不活発そして無能であるために,そういったカルテルは『体制内の体制』を形成」(266頁)する状況や,国民国家による対カルテルの「戦争というのは,まったくの茶番劇にすぎない」(265頁)状況が生じている<sup>31)</sup>。

6番目に,国際機構が登場する(153頁,第12章)。まとまった記述が存在するので,それらを拾う形で整理していこう。全体的には,世界における各国の地位に応じて意味合いが異なっている。すなわち,「いくつかの強力な国家にとって,これらの官僚たちも国家の権威にとっては歓迎すべき付属物であり,国家官僚と国際官僚の間にはほとんど真の共生関係が存在する。しかし多くの小国,貧困国,弱い国家の市民にとっては,国際機構の職員はむしろ敵に見える……,新植民地的社会における人々の物質的厚生,尊厳,ときには個々人の生存さえ犠牲にするように見えるのである」(153頁)。

具体的な事例として世界銀行やIMFについては,「加盟国どうしが相互承認しあう仲良しクラブとして,その政治的活動は政府の権威を強化するのに役立っている。また世界経済においては……市場レジームの正統性を拡大し強化することに役立っている」(282頁)。

さらに,ヨーロッパの地域経済統合について,ストレンジは,統合や(超国家機関への)パワーのシフトが実は進んでいないことの問題点を言いたいようである<sup>32)</sup>。「欧州政府……は,安全保障,通貨,法と秩序や外交政策といった重要な諸分野に関して,超国家機関へのパワーの実際の移転よりも,実はむしろパワーの空白の方を愛好しているように思われる。……もし,国家がいかなる方向であれ『重大な』政治的権威を手放したとすれば,それは超国家的機構へと(いわば)『上方へ』ではなく,下方か横へということになりそうである」(294頁)。

最後に,やや番外編となるが,ストレンジは,専門職(とくに保険業者,会計士,財務の専門家,法律家,銀行家,経営コンサルタント)や,そのコミュニティにも注目している<sup>33)</sup>。やはり記述が随所に登場するので,拾い集めておこう。まず,「多くの専門職の役割を探索したい」(160頁)との問いが立てられ,「精神的権威」(153頁)や「専門的助言者」(174頁)としての役割を基盤とする専門職の地位が捉えられている。また,「共生」(232頁)した関係にあ

31) ストレンジは,超国家カルテルについて,国民国家との関係が変わりやすく曖昧な存在として位置づけており,政府によって黙認されたり公式に合法化されているケースも取り上げている(154頁)。

32) この議論は,共通通貨ユーロ発足やユーロ危機よりも前の時期に展開されていたことに注目された。ここには,ストレンジの慧眼が垣間見える。というのも,ユーロ危機の際には,財政や国債市場における統合性の欠如,危機に陥った国や金融機関を救済する権限の所在が問題になったからである。

33) 本邦研究者では,専門職は高橋[2000](13-14頁)と拙稿[2018](52頁,53頁)が,共生は石田[2023](56-59頁,60-61頁,71頁の注27,80-81頁)が,認識共同体はStrange[1996](邦訳114頁の訳注8)や小野塚[1998]が,それぞれ検討を行なっている。

るアクターとして、国家官僚と国際官僚（153頁）、非国家アクター同士では医療機関と製薬会社、銀行と会計事務所、スポーツ協会と協賛会社や有名選手、テレコム企業と機器設備供給会社や大手顧客企業（いずれも161頁）が登場する。さらに、議論や政策をリードする存在として専門家同士の「認識共同体」（107頁）も取り上げられている。

## 6 ストレンジ没後における議論

Strange [1996] をめぐって、ストレンジ没後の現実世界をストレンジの世界観で理解するための議論や論争が展開されている。この点を、6では見ておこう。

最初に、国民国家の意義についてである。ストレンジの系譜を引く論者では、E. ヘライナー（Helleiner [1994]）が金融グローバル化の推進において、R. バラン（Chavagneux and Palan [2006] および Palan, Murphy, and Chavagneux [2010]）がタックス・ヘイブんとオフショア金融センターの形成および発展において、国民国家による「決定」の重要性を示している<sup>34)</sup>。他方で、櫻井 [2011]（333-334頁）は、2008年以降に打ち出された危機対応の大規模な国家介入（大手企業や金融機関の救済、景気対策や金融規制）を見て、「国家の再登場」が生じているのかという問いを立て、アメリカ国家が持つパワーの回復可能性を「覆水を盆に返すような状況」として指摘する。

次に、アメリカの持つ構造的パワーについてである。ストレンジ自身も、「国家の退場」論を展開したStrange [1996]（邦訳44-45頁、51-58頁、169-170頁、243頁、311頁、316頁）において、国民国家が全般的に衰退するなかでもアメリカが（複雑さを孕みつつ）相対的に強い国であることを指摘している。実際に、この論点は、櫻井 [1999b]（399-400頁）、中島 [1999a]（202頁、204-205頁）で検討されている。最近でも、拙稿 [2022]（57-58頁）や和田 [2015] は、国際金融の領域におけるアメリカの持つ大きな影響力を、構造的パワーの概念に基づいて論じている。他方で、中島 [1999a]（202頁）、先述の拙稿 [2022]（57-58頁）や和田 [2015]（65-66頁）では、留意点を示すように、アメリカ自身が政策選択によって市場のパワーを増大させてしまった事態や外国の動向によって左右されてしまう事態が取り上げられている。また、田中 [2011]（85-87頁）は、アメリカを「非領土的帝国」として規定し、リーマン・ショックを、アメリカの単独行動主義的かつ近視眼的な国益追求に基づいた非対称的な構造的パワー行使の失敗の帰結として捉えている。さらに、櫻井 [2011]（330-332頁）や櫻井 [2020]（とくに140-142頁、150-153頁、227頁の注28）は、ブッシュ（子）政権以降における財政赤字や対外政策さらに国内政治の状況によって、アメリカが構造的パワーを毀損させつつある事態を指摘している。

---

34) 議論の系譜を念頭においた整理は、拙稿 [2018] を参照されたい。

## おわりに

本稿では、ストレンジの「国家の退場」論について、本邦研究者による研究も駆使して、全体像と論理構造を検討してきた。ストレンジ特有の「難解さ」が存在するなかで、研究を行なう際の基礎資料につながる点、論点を示した（ベースになる）点に、本稿の意義が存在する。それとも関連して、脚注16や脚注24で整理した論点の検討、6で見た（ストレンジの世界観をめぐる）見解の対立状況の検討は、今後積み残された課題としたい。

### 参考文献

- 石田周 [2023] 『EU 金融制度の形成史・序説—構造的パワー分析』文眞堂。
- 伊豆久 [1999] 「(書評) スーザン・ストレンジ『国家の退場—グローバル経済の新しい主役たち』」『思想』第900号, 6月。
- 小野塚佳光 [1998] 「エビステミック・コミュニティ／認識共同体」櫻井公人・小野塚佳光編『グローバル化の政治経済学』晃洋書房。
- 佐川泰弘 [2007] 「経済と国家」岩崎正洋・坪内淳編『政治学の現在シリーズ① 国家の現在』芦書房。
- 櫻井公人 [1998a] 「金融グローバル化—その起源と帰結」『国際金融』第1001号, 3月。
- 櫻井公人 [1998b] 「グローバル化と国家」櫻井公人・小野塚佳光編『グローバル化の政治経済学』晃洋書房。
- 櫻井公人 [1998c] 「訳者解説」(後掲の Strange [1996] 邦訳の1998年版に向けた解説。邦訳2011年版にも収録されており、本稿では邦訳2011年版の頁番号を記す)。
- 櫻井公人 [1999a] 「アジア太平洋のリージョナル化とグローバル化—地域経済統合と通貨危機」羽鳥敬彦編『グローバル経済』世界思想社。
- 櫻井公人 [1999b] 「訳者解説—ストレンジからのメッセージ」(後掲の Strange [1998] 邦訳の1999年版に向けた解説。邦訳2009年版にも収録されており、本稿では邦訳2009年版の頁番号を記す)。
- 櫻井公人 [2002] 「スーザン・ストレンジ『国家の退場』」伊豫谷登士翁編『思想読本8 グローバリゼーション』作品社。
- 櫻井公人 [2004] 「グローバリゼーションとマネー—S. ストレンジを中心に」関下稔・小林誠編『統合と分離の国際政治経済学—グローバリゼーションの現代的位相』ナカニシヤ出版。
- 櫻井公人 [2005] 「国際経済政策と国際政治経済学」新岡智・板木雅彦・増田正人編『国際経済政策論』有斐閣。
- 櫻井公人 [2009a] 「岩波現代文庫版訳者あとがき—『カジノ資本主義』から『マッド・マネー』へ」(後掲の Strange [1998] 邦訳の2009年版に収録)。
- 櫻井公人 [2009b] 「グローバリゼーションと経済政策」『立命館経営学』第48巻第4号, 11月。
- 櫻井公人 [2010] 「金融グローバリゼーションと『カジノ資本主義』—サブプライム問題の歴史的位相」馬田啓一・木村福成・田中素香編『検証・金融危機と世界経済—危機後の課題と展望』勁草書房。
- 櫻井公人 [2011] 「『国家の退場』の問題領域—岩波人文書セレクションに寄せて」(後掲の Strange [1996] 邦訳の2011年版に収録)。
- 櫻井公人 [2013] 「グローバル金融危機と新興国・移行経済問題—グローバル政治経済学へのインプリケーション」『比較経済体制研究』第19号, 3月。
- 櫻井公人 [2020] 「グローバリゼーション—『アメリカ第一主義』の起源と帰結」斎藤修・古川純子

- 編『分水嶺にたつ市場と社会—人間・市場・国家が織りなす社会の変容』文眞堂。
- 鈴木一人 [2020] 「グローバル化時代の国際政治経済権力構造とは何か—スーザン・ストレンジ, 西川潤・佐藤元彦訳『国家と市場—国際政治経済学入門』文庫版解説』『web ちくま一本と書評』, 11月16日 (筑摩書房ウェブサイト内)。
- 鈴木秀一 [2006] 「情報社会と社会的信頼—産業資本主義から情報資本主義へ」鈴木秀一・齋藤洋編『情報社会の秩序と信頼—IT時代の企業・法・政治』税務経理協会。
- 高橋洋文 [2000] 「グローバル・スタンダード—情報関連国際制度・政策の課題」『情報研究—関西大学総合情報学部紀要』第13巻, 7月。
- 高山博 [2000] 「(書評) スーザン・ストレンジ著/櫻井公人訳『国家の退場』」『史学雑誌』第109編第1号, 1月。
- 田中宏明 [2011] 「スーザン・ストレンジの国際政治経済学—リアリズム批判のリアリスト」『宮崎公立大学人文学部紀要』第18巻第1号, 3月。
- 中島健二 [1999a] 「S・ストレンジ『国家の退場』を読む—ウォーラーステインとグラムシの総合の視点から」『情況』第二期第10巻第8号, 8月。
- 中島健二 [1999b] 「(書評) スーザン・ストレンジ著, 櫻井公人・櫻井純理・高嶋正晴訳『マッド・マネー—世紀末のカジノ資本主義』」『証券経済研究』第22号, 11月。
- 新岡智 [2003] 「グローバリゼーションと国家」紺井博則・上川孝夫編『グローバリゼーションと国際通貨』日本経済評論社。
- 間宮陽介 [1999] 「(書評)『国家の退場』スーザン・ストレンジ著, 櫻井公人訳」『外交フォーラム』第12巻第2号, 2月。
- 本山美彦 [2008a] 「世界同時株安—リスク売買ビジネスの歪み—格付け会社の暗躍」『世界』第776号, 3月。
- 本山美彦 [2008b] 『金融権力—グローバル経済とリスク・ビジネス』岩波書店。
- 和田洋典 [2015] 「アメリカの構造的パワーの再認—グローバル金融危機を生き延びたのはなぜか」『政経研究』第105号, 12月。
- 拙稿 [2018] 「タックス・ヘイブンをめぐる研究領域」『国際金融』第1314号, 11月。
- 拙稿 [2022] 「S. ストレンジの国際政治経済学を金融論として読む」『国際金融』第1356号, 5月。
- Chavagneux, C. and R. Palan [2006], *Les Paradis Fiscaux*, Paris: La Découverte (杉村昌昭訳 [2007] 『タックスヘイブン—グローバル経済を動かす闇のシステム』作品社)。
- Helleiner, E. [1994], *States and the Reemergence of Global Finance: From Bretton Woods to the 1990s*, Ithaca and London: Cornell University Press (矢野修一・柴田茂紀・参川城穂・山川俊和訳 [2015] 『国家とグローバル金融』法政大学出版局)。
- Horsman, M. and A. Marshall [1994], *After the Nation-State: Citizens, Tribalism, and the New World Disorder*, London: Harper Collins.
- Palan, R., R. Murphy, and C. Chavagneux [2010], *Tax Havens: How Globalization Really Works*, Ithaca: Cornell University Press (青柳伸子訳・林尚毅解説 [2013] 『(徹底解明) タックスヘイブン—グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社)。
- Sinclair, T. J. [2005], *The New Masters of Capital: American Bond Rating Agencies and the Politics of Creditworthiness*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Stopford, J. M. and S. Strange (, with J. S. Henley) [1991], *Rival States, Rival Firms: Competition for World Market Shares*, Cambridge and New York: Cambridge University Press (江夏健一監訳 [1996] 『ライバル国家, ライバル企業—世界市場競争の新展開』文眞堂)。
- Strange, S. [1986], *Casino Capitalism*, Oxford: Blackwell (小林襄治訳 [1988 (2007)] 『カジノ資本

主義』岩波書店。本稿は2007年版の邦訳を使用)。

Strange, S. [1994], *States and Markets: An Introduction to International Political Economy Second Edition*, London: Pinter Publishers (西川潤・佐藤元彦訳 [1994] 『国際政治経済学入門—国家と市場』東洋経済新報社)。

Strange, S. [1996], *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge: Cambridge University Press (櫻井公人訳 [1998 (2011)] 『国家の退場—グローバル経済の新しい主役たち』岩波書店。本稿は2011年版の邦訳を使用)。

Strange, S. [1998], *Mad Money: From the Author of Casino Capitalism*, Manchester: Manchester University Press (櫻井公人・櫻井純理・高嶋正晴訳 [1999 (2009)] 『マッド・マネー—世紀末のカジノ資本主義 (カジノ資本主義の現段階)』岩波書店。本稿は2009年版の邦訳を使用)。